

平成27年3月3日道府県宛通知

政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱

1 目的

東京の一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的とする。

2 提案資格者

東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）以外の道府県又は府県域を越える広域連合。

3 対象となる政府関係機関

東京都に所在する政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む）及び別添リスト^(注)に掲げる研究機関・研修所等。

（注）このリストは、各府省庁及び独立行政法人の研究機関・研修所等を網羅したものである。

4 提案記載事項

① 誘致を希望する機関の名称

機関の丸ごと移転のみならず、機関内のまとまりのある一部分の組織・機能の移転や、地方拠点の設置などでも可。

② 誘致先予定地

③ 誘致の必要性・効果

少なくとも以下の事項について説明。

ア 地方版総合戦略の重要な要素であること

東京一極集中是正の観点からみて、地方版総合戦略の重要な要素と、当該機関の業務・機能とが密接に関連し、総合戦略の目標達成にとって当該機関の移転が重要な要因となるものであること。また、例えば研究機関の移転であれば、特定分野の産学官の研究集積又は当該分野の関係産業の集積がなされている等、現状において一定の強みを持つものであること。

イ 国の機関としての機能確保

当該機関が現在地から当該道府県に移転することにより、国の機関としての機能が確保でき、運用いかんによってはむしろ向上することが期待できること。（例えば、移転により当該道府県以外の道府県の利便性が悪化し、国全体としての機能が低下しないか、移転により現在機能が

集積していることの強み・メリットを損なうことにならないか等の問題点があったとしても、それを上回るだけの移転のメリットがあるか、など。)

④ 誘致のための条件整備の案

少なくとも、以下のことについて、誘致自治体による協力のあり方を含めた条件整備の案を示すこと。

ア 施設の確保等

移転先の施設の確保・設置のための具体的な条件整備の案を示すこと。

イ 職員の居住環境確保への協力

職員の居住環境の確保について、国又は独立行政法人等に協力すること。

⑤ その他誘致に当たり解決すべき課題への対応策の案

5 その他

道府県等は、関係市町村の意見を踏まえて提案すること。

国又は独立行政法人等の組織・費用等が肥大化しないことを前提として検討・提案すること。

その他、機関の誘致等に伴い生じ得ると考えられる弊害・問題点があれば、弊害をできるだけ少なくする措置の案を機関誘致提案に付すること。

6 提案締切り及び今後の予定

平成 27 年 8 月末日までに、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局あて提出すること。

提案について、関係府省庁間で協議を行った上で、必要に応じて提案した道府県等又は関係者からヒアリングを行い、27 年度内にまち・ひと・しごと創生本部において、その必要性や効果につき検証した上で移転等すべき機関を決定する。(可能なものについては、前倒しで実施する。)

なお、既に東京圏以外に所在する機関への東京圏からの小規模な機能移転については、上記によらず、当該機関が所在する東京圏以外の市町村が、関係道府県の意見を聞いて機関誘致提案することもできるものとする。